

IASB ディスカッション・ペーパー に対する主な会計基準設定主体等 によるコメントの分析

ASBJ 専門研究員 やました はるゆき
山下 晴之

I. はじめに

本稿では、国際会計基準審議会（IASB）が2020年3月に公表したディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」（以下「本 DP」という。）に対して各国の主な会計基準設定主体等から寄せられたコメントについて、その主な内容を筆者の分析を交えて紹介する¹。なお、文中の分析内容及び意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

II. コメントの内容に係る分析

本稿では、本 DP の各章における主な論点²について、主な会計基準設定主体等からのコメント・レターとして、以下のコメント・レターの分析を行った。

- 北米（1件）：Accounting Standards Board

（カナダ）

- 欧州（9件）：The Swedish Financial Reporting Board（スウェーデン）、Dutch Accounting Standards Board（オランダ）、French accounting standards authority（フランス）、Austrian Financial Reporting and Auditing Committee（オーストリア）、Norwegian Accounting Standards Board（ノルウェー）、Institute of Accounting and Auditing Spain（スペイン）、Accounting Standards Committee of Germany（ドイツ）、Organismo Italiano di Contabilità（イタリア）、UK Endorsement Board（イギリス）
- アジア・オセアニア（7件）：Australian Accounting Standards Board（オーストラリア）、New Zealand Accounting Standards Board（ニュージーランド）、Hong Kong Institute of Certified Public Accountants（香港）、Korea Accounting Standards Board（韓国）、Malaysian Accounting Standards Board（マレーシア）、Accounting Regulator

1 本稿では、執筆時点（2021年2月24日時点）でIASBに提出され、ウェブサイト（<https://www.ifs.org/projects/work-plan/goodwill-and-impairment/comment-letters-projects/dp-goodwill-and-impairment/#comment-letters>）で公開されているコメント・レターのうち、主な会計基準設定主体等（詳細は後述）から寄せられたコメント・レターを分析対象としている。そのため分析結果は、必ずしも提出されたすべてのコメント・レターの全体像を表すものではない。

2 本稿では、本誌21頁「IASB ディスカッション・ペーパー『企業結合—開示、のれん及び減損』に対するコメント・レター」における「I. 本 DP の概要」で紹介した主な内容に係る論点を中心に分析を行っている。

ry Department, Ministry of Finance, P.R. China (中国)、Accounting Standards Council Singapore (シンガポール)

1. 企業結合に関する開示の改善

本 DP における第 2 章「企業結合に関する開示の改善」では、取得（企業結合）のその後の業績に関する新たな開示要求、取得に伴うシナジーに係る開示要求等が新たに提案され、その賛否が問われている。

まず、主な会計基準設定主体等からのコメントに見られた傾向としては、全面的に賛成としている意見は僅少であり、一方で、開示の改善という方向性自体は賛成するものの提案された個々の開示要求については反対するとしたものや、個別の開示要求の一部に懸念点がある又は改善の余地が考えられるとされているものが多数を占めた。

具体的には、被取得事業が取得企業の既存事業に統合されることによるモニタリングの困難性（連続性の観点）、商業上の機密に該当することへの懸念及び将来予測的な情報となることに付随するリスク（訴訟リスク等）といった点を中心に過半数の主な会計基準設定主体等から懸念が示されていた。これらは IASB が本 DP の公表前に関係者から聞かれていた懸念として、本 DP の中でそれぞれの懸念への対応を提示し、関係者の意見を確認しようとしていたもの³であるが、今回寄せられたコメントの内容を見る限り IASB の説明について関係者からは十分な理解が得られなかったと考える。その他の懸念としては、開示が要求される情報が主観

的であり、判断を伴うという点について監査困難性を中心に多くの懸念が示されていた⁴。また、これらの懸念に関連して、過半数の主な会計基準設定主体等が開示が要求される場所に言及しており、財務諸表の外で扱うことを検討すべき、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改定プロジェクトのもとで扱われるのが適当等といった意見を主張していた。

なお、提案された開示要求については、企業会計基準委員会（ASBJ）が実施したアウトリーチにおいて特に財務諸表利用者と財務諸表作成者の間での意見の相違（財務諸表利用者において賛成が多く、財務諸表作成者において反対が多かった。）が確認されているが⁵、この点について主な会計基準設定主体等以外の会計基準設定主体等からも同様のコメントが見受けられたことに加え、財務諸表利用者の属性と考えられる回答者のコメントと財務諸表作成者の属性と考えられる提出者のコメントを確認した範囲では、同様の傾向が見受けられた。具体的には、前者の過半数が提案された開示要求に賛成していた。また、後者のほとんどが新たに提案された開示要求には否定的であった。今回、取得に係る情報を求める財務諸表利用者と提案された開示要求に対応するためのコストを懸念する財務諸表作成者の間における立場の違いが表れた結果となったが、財務諸表利用者の中で、商業上の機密に該当することへの懸念を理由に提案された開示要求に否定的な見解を示していた回答者が一定程度存在していた点は興味深かった。

3 本 DP の第 2.22 項から第 2.32 項参照。

4 本 DP の第 2.15 項では、「経営者が取得のその後の業績に関して開示する情報は、会社の経営者が取得の目的に対しての当該取得の進捗度をモニターし測定するために使用する情報及び指標を反映すべきであるというものである。」としているが、経営者がモニタリングのために使用している指標の妥当性を検証することは困難である等の意見が聞かれている。

5 本誌 48 頁「IASB ディスカッション・ペーパー『企業結合—開示、のれん及び減損』に対する我が国の対応」における「II. ASBJ 事務局が聴取した本 DP に対する我が国の関係者の意見」参照。

2. のれんの減損と償却

本DPにおける第3章「のれんの減損と償却」では、主に次のIASBの予備的見解についての関係者の賛否が問われている。

- 現行の減損テストの有効性を著しく高めることは実行可能ではない。
- のれんの償却を再導入しない。

主な会計基準設定主体等からのコメントに見られた傾向として、減損テストの有効性に関するIASBの予備的見解には、ほとんどの主な会計基準設定主体等が賛成していた。ただし、別の方法により現行の減損テストを補完することにより、減損テストの実効性を高めることを提案していた主な会計基準設定主体等が多く見られた。具体的には、のれんの配分単位の再検討及びのれんの配分単位におけるガイダンスの追加といった、IAS第36号「資産の減損」における資金生成単位へののれんの配分を見直すことに関する提案内容が多かった⁶。その他のコメントとして、現在のCOVID-19の影響下においても減損損失が十分に認識されていないことを挙げ⁷、既存の減損テストでは“too little too late”の課題への対処⁸は困難であり、のれんの償却により対処すべきといった意見も挙げられていた。

次に、のれんの償却の再導入については、明

確に賛否を表明していない主な会計基準設定主体等が過半数を占め、明確に賛否を表明している残りの主な会計基準設定主体等はやや償却の再導入を支持していたものが多かった。

償却の再導入を支持する意見としては、のれんは減耗性の資産であること、のれんの非償却は自己創設のれんの認識を認めることになることや他の資産の会計処理との整合性の観点で償却が適切であることといった概念的な論拠の主張に加え、経済の循環が経営者の行動や財務業績に増幅して影響する可能性があるといったのれんの非償却のデメリット⁹についての主張や、減損テストの改善が難しい以上のれんの償却が“too little, too late”の課題を解決する現実的な手段であること等の論拠の主張がなされていた。また、のれんを償却しないことで買収を通じて成長する企業と既存事業を発展させて成長している企業の比較可能性が損なわれているといった意見や、米国会計基準との整合性を重視し今般の米国財務会計基準審議会（FASB）の議論の状況を鑑みてのれんの償却を支持している意見も挙げられた。減損のみ維持を支持する意見としては、のれんは減耗性の資産ではないこと、耐用年数が確定できないこと、償却を導入した場合における資本市場への影響に懸念があること等が挙げられた。また、そもそも減損

6 IAS第36号第80項では、のれんが配分される資金生成単位及び資金生成単位グループの要件を「のれんが内部管理目的でモニターされている、企業内の最小の単位を示している」又は「集約前におけるIFRS第8号『事業セグメント』で定義された事業セグメントよりも小さい」単位又はグループとしている。コメントでは、主にこれらの事業セグメントの規模が大きいため、シールディング効果が発生する可能性が示唆されている。

7 当該意見を寄せた関係者は、「COVID-19は、まさに景気後退のために企業が損害を被る古典的なシナリオを提供しているにもかかわらず、重大な減損は発生していない。」ことを挙げ、その理由として「現在の減損モデルの設計上、減損の必要性の有無を判断する際の主な要素は永続価値（Terminal Value）であり、様々な要因（例えば、楽観的な経営者の見積り、継続企業の前提、シールディング、使用価値に関する企業固有の期待等）が、『楽観的な』永続価値の算出を助長している結果である。」としている。

8 本誌では、のれんの費用認識に関する充分性と適時性の課題を合わせ、「too little, too late」の課題」としている（本誌21頁「IASBディスカッション・ペーパー『企業結合—開示、のれん及び減損』に対するコメント・レター」における本プロジェクトの目的に関するコメント参照）。

9 当該意見を寄せた関係者は、「景気後退時は多額の減損損失の認識により企業業績に負の影響を与え、経済が好転している時期には経営者は（買収コストが買収後のPLに影響を与えないため）より高い価格で事業を買収するインセンティブを与えられる可能性がある。」と主張していた。

テストが適時性を欠いていることや大きな欠陥があるという確証はないため、会計処理を変える必要性自体がないとしている意見もあった。

3. 減損テストの簡素化

本DPにおける第4章「減損テストの簡素化」では、定量的な減損テストを毎年行うという要求を廃止する提案を開発すべきであるというIASBの予備的見解について関係者の意見が求められている。この提案は、主に年次の減損テストに係る要求に伴う財務諸表作成者におけるコストの削減に関連しているが、コスト削減効果は業種、事業の複雑性、又は資産及び資金生成単位がどのように編成されているのかに依存するため、中にはその効果を疑問視する関係者も存在するとされている。

年次の減損テストの要求を廃止するというIASBの提案について、主な会計基準設定主体等の意見は分かっていたが、のれんに係るコメントと関連付けて回答している（のれんを償却することを前提として賛成する、又は減損のみアプローチを維持することを前提として反対する）会計基準設定主体等も多く見られた。支持する意見としては、適切に運用されればコスト削減を行いつつ適時に減損を認識することが可能であること、米国会計基準におけるのれんの減損テストを簡素化する会計基準更新書（ASU）2011-08で認められたステップ0¹⁰が機能していること等が挙げられていた。一方

で、支持しない意見としては、減損テストの頑健性が損なわれる懸念がある、コスト削減効果が限定的である¹¹等が挙げられており、代替案として、IAS第36号第99項の例外規定の見直しを行うこと¹²、減損テストのインターバルを長くする（例えば、2年ごとに実施）等が提案されていた。また、減損テストの当事者である財務諸表作成者の属性と考えられる提出者からの回答を確認した範囲では、年次の減損テストの要求の廃止に賛成する意見が比較的多かったが、反対する意見も一定数見受けられた。

4. 無形資産

本DPにおける第5章「無形資産」では、企業結合で取得した無形資産の認識の現行の要件を変更して、一部の識別可能な無形資産をのれんに含めることを認めるか又は要求するかという点について、現行の要件を変更しないというIASBの予備的見解に対する関係者の意見が求められている。この点に関しては、主な会計基準設定主体等のほとんどが支持を表明しており、その理由として、仮に識別可能な無形資産をのれんから分離せずに認識・測定すると、財務諸表利用者にとって有用な情報を失わせることとなり、また“too little, too late”の課題を助長しかねないとの意見が挙げられていた。コストに係る意見としては、経営者がデューデリジェンスの一環として無形資産を評価しているため、追加的なコストが発生する可能性は少な

10 米国会計基準では、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が高いかを定性的に評価した上で定量的な減損テストの有無を判断することを認めている（本誌53頁「米国の財務会計基準審議会（FASB）の動向」における「Ⅱ. 本プロジェクトの経緯」参照）。本DPでは、Duff & Phelpsが実施したアンケート調査を引用し、2016年において調査した公開企業の59%がステップ・ゼロを適用し、調査した全会社（公開及び非公開）の63%がコスト削減に役立ったことが記載されている。

11 コスト削減効果が限定的な理由としては、「減損の兆候の有無の判断に対する監査人や規制当局への説明等の対応としてコストがかかること」、「企業内部で定量的な減損テストのナレッジが維持されなくなること」、「内部管理目的で引き続き定量的な減損テストが実施されること」等が挙げられていた。

12 IAS第36号第99項では、前期以前に行われた資金生成単位の回収可能価額の直近の詳細な計算結果について、一定の要件を満たすことにより、当期における当該単位の減損テストにおいて流用できるとされている。

いとの意見もあった。一方で、無形資産の価値が高まっていることに関する情報の需要の高まりを反映して、既存のIAS第38号「無形資産」の包括的な改正を求める声も聞かれた。